

【令和7年10月26日】

総合旅行業務取扱管理者試験問題用紙

第1時 限 目	受 験 区 分 (受験番号の頭の アルファベット)	試 験 時 間	受 験 科 目	問 題 用 紙
	A、B、C、D	11:00～12:20 (80分)	① 旅行業法令(旅行業法及びこれに基づく命令)	1 頁～ 9 頁
			② 約款(旅行業約款、運送約款及び宿泊約款)	10 頁～ 21 頁
	E、F、G、H	11:00～11:40 (40分)	② 約款(旅行業約款、運送約款及び宿泊約款)	10 頁～ 21 頁

※※ 注 意 ※※

1. 開始の合図があるまで、問題用紙は開かないでください。
2.

受験区分が A、B、C、D の受験者は、①旅行業法令と②約款を解答してください。
受験区分が E、F、G、H の受験者は、②約款を解答してください。
3. 解答用紙の解答欄は、左側が①旅行業法令、右側が②約款となります。
4. 解答は問題の指示に従い、解答用紙の解答欄にマークしてください。
5. 頁の欠落や印刷の不鮮明なものがありましたら、着席したまま手を挙げてください。
問題の内容に関する質問にはお答えできません。
6. 試験問題の配点は、問題用紙及び解答用紙に明示しています。
7. 受験区分が A、B、C、E、G、H の受験者は、第2時限を13時30分より開始しますので、13時10分までに受験教室に戻ってください。
8. 出題の根拠となる法令・規則に関しては、令和7年8月1日現在施行、有効なものとしします。
9. 試験結果については、令和7年12月11日（予定）に当協会ホームページにおいて、合格基準、合格者一覧（試験地・受験番号のみ）を掲載し、受験者のマイページに通知します。なお、受験者個人の解答状況及び得点等に関してはお答えできません。
10. 試験不合格者のうち、試験科目「国内旅行実務」「海外旅行実務」のそれぞれの科目の合格基準に達した人は、翌年度の試験に限り、合格基準に達した科目の受験を免除します。試験結果通知の際、試験不合格を通知するとともに、当該科目の合否についても通知をします。
※科目合格制度は、国内旅行実務・海外旅行実務にのみ適用されます。旅行業法令・約款には適用されませんので、通知書には旅行業法令・約款の科目合否は掲載されません。

② 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

第1問 標準旅行業約款に関する以下の問1.～問12.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢から一つ選び、問13.～問20.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢からすべて選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 4点×20)

問1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約の履行にあたって、手配の一部に限り本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができる。
- b. 旅行業者が法令に反せず、旅行者の不利にならない範囲で特約を結んだときは、いかなる場合においても、その特約が約款の定めに優先する。
- c. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、旅行サービスの提供を受けることができるように、手配することのみを引き受ける。
- d. 旅行開始地である名古屋港からクルーズ船に乗り、奄美大島に寄港して観光後、目的地である済州島に向かい、旅行終了地である名古屋港で下船する旅行については、旅行開始地から旅行終了地まで全ての行程を海外旅行として取り扱う。

問2. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 通信契約の申込みをしようとする旅行者は、申込みをしようとする旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項を旅行業者に通知しなければならない。
- b. 旅行業者は、契約の予約を受け付けた場合において、旅行業者が定める期間内に旅行者が申込金を提出しない場合又は会員番号を通知しない場合は、予約がなかったものとして取り扱い、取消料に相当する額の違約料を請求することができる。
- c. 旅行業者は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の予約を受け付けるが、この場合、予約の時点では契約は成立していない。
- d. 旅行者から収受する申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱う。

問3. 募集型企画旅行契約における契約書面及び確定書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、情報通信の技術を利用する方法による場合を除き、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付する。
- b. 旅行業者は、契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称をすべて記載している場合には、確定書面の交付を要しない。
- c. 確定書面を交付する場合においては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされたときは、旅行開始日の前日までの旅行業者が契約書面に定める日までにこれを交付しなければならない。
- d. 旅行業者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認する。

問4. 募集型企画旅行契約における旅行開始前の旅行業者による契約の解除に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。(いずれも旅行者に解除の理由を説明しているものとする。)

- a. スキーを目的とした日帰り国内旅行において、雪不足を理由として旅行業者が契約を解除するときは、旅行開始日の前日から起算して3日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知しなければならない。
- b. 旅行開始日がピーク時の海外旅行である場合であって、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったことから、旅行業者が契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知しなければならない。
- c. 旅行者が旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が契約を解除したものとし、この場合、解除日が取消料の支払いを要する期間内であるときは、旅行者は、旅行業者に対し、所定の取消料に相当する額の違約料を支払わなければならない。
- d. 旅行業者は、旅行者が必要な介助者の不在により、旅行に耐えられないと認められるときであっても、旅行者の承諾を得なければ契約を解除することはできない。

問5. 募集型企画旅行契約における旅行開始後の旅行者による契約の解除及び契約解除後の帰路手配に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。(いずれも旅行者に解除の理由を説明しているものとする。)

- a. 旅行者が病気になり旅行の継続に耐えられないと認められるため、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額について、一切、旅行者に対し払い戻すことを要しない。
- b. 旅行者が暴力団員であることが判明し、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額について、一切、旅行者に対し払い戻すことを要しない。
- c. 旅行者に同行していた添乗員が病気になり、当該添乗員による旅程管理業務の遂行が不可能となったときは、旅行業者は契約の一部を解除することができる。
- d. 旅行業者は、天災地変により旅行の継続が不可能となったため契約の一部を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けるが、そのために要する一切の費用は、旅行者の負担とする。

問6. 募集型企画旅行契約における旅程管理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、すべての旅行に添乗員その他の者を同行させ、旅程管理業務その他旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- b. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- c. 旅行業者は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者と特約を結んだ場合を除き、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずる。
- d. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない場合であって、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努め、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力する。

問7. 募集型企画旅行契約と受注型企画旅行契約の相違点に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行者が旅行開始後、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたとき、募集型企画旅行契約においては、旅行業者の判断により必要な措置を講ずることがあるが、受注型企画旅行契約においては、旅行業者は契約責任者の承諾を得た上でなければ必要な措置を講ずることはできない。
- b. 受注型企画旅行契約においては、旅行者が契約内容を変更するよう求めることができるが、募集型企画旅行契約においては、同様の規定はない。
- c. 募集型企画旅行契約においては、応募数が募集予定数に達したとき旅行業者は契約の締結に応じないことがあるが、受注型企画旅行契約においては、同様の規定はない。
- d. 募集型企画旅行契約においては、旅行開始前に、旅行者が旅行業者によりあらかじめ明示された旅行参加者の条件を満たしていないと判明したときは、旅行業者は契約を解除することがあるが、受注型企画旅行契約においては、同様の規定はない。

問8. 募集型企画旅行契約における旅行業者の責任に関する次の記述から、正しいものだけをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行者が、海外旅行参加中に旅行業者の過失により手荷物に損害を被ったときは、損害発生の日から起算して21日以内に旅行者から旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者は、手荷物1個につき10万円を限度（旅行業者に故意又は重大な過失がある場合を除く。）として賠償する。
- (イ) 旅行業者は、旅行者が運送機関の旅行サービス提供の中止等の旅行業者又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、旅行業者又は手配代行者の故意または過失による場合を除き、その損害を賠償する責に任じない。
- (ウ) 旅行者が旅行参加中に、旅行業者又は手配代行者の故意又は過失により損害（手荷物について生じた損害を除く。）を被ったときは、損害発生の日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害を賠償する責に任じる。

- a. (ア) (イ) b. (ア) (ウ) c. (イ) (ウ) d. (ア) (イ) (ウ)

問9. 募集型企画旅行契約における旅行者の責任に関する次の記述から、誤っているものだけをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行終了後速やかにその旨を旅行業者に申し出なければならない。
- (イ) 旅行者の故意又は過失により旅行業者が損害を被ったときは、当該旅行者は、旅行業者に対し、支払った旅行代金の額を限度として損害を賠償しなければならない。
- (ウ) 旅行者は、契約を締結するに際しては、旅行業者から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければならない。

- a. (ア) (イ) b. (ア) (ウ) c. (イ) (ウ) d. (ア) (イ) (ウ)

問10. 海外企画旅行参加中の旅行者が、事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、6日間の入院の後、1日間通院した場合、特別補償規程により旅行業者が旅行者に支払うべき次の見舞金の額のうち、正しいものはどれか。

<見舞金の額>

入院日数・通院日数	入院見舞金	通院見舞金
7日未満（但し、通院は3日以上）	4万円	2万円
7日以上 90日未満	10万円	5万円

- a. 4万円 b. 5万円 c. 6万円 d. 10万円

問11. 手配旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び変更手続料金並びに取消手続料金をいう。
- b. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が旅行サービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいう。
- c. 旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、旅行代金を変更することがあるが、この場合において旅行代金の減少は、旅行業者に帰属する。
- d. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、満員のため運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、旅行業者がその義務を果たしたときは、旅行者は旅行業者に対し、所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならない。

問12. 渡航手続代行契約及び旅行相談契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行相談契約は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により契約の申込みを受け付ける場合を除き、旅行業者が契約の締結を承諾し、所定の事項を記入した申込書を受理した時に成立する。
- b. 旅行業者は、旅行相談契約の成立後速やかに、旅行者に、当該契約に係わる相談内容、相談料金及びその収受方法、旅行業者の責任その他の必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。
- c. 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は受託業務を行うに当たって生じた郵送費、交通費その他の費用を所定の期日までに支払わないときは、旅行業者は渡航手続代行契約を解除することがある。
- d. 渡航手続代行契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の日から起算して6月以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害を賠償する責に任じる。

問13. 募集型企画旅行契約における契約の締結の拒否に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者は、旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件を旅行者が満たしていないときは、契約の締結に応じないことがある。
- b. 旅行業者は、旅行者が不当な要求行為を行ったときは契約の締結に応じないことがある。
- c. 旅行業者は、業務上の都合があるときは、契約の締結に応じないことがある。
- d. 旅行業者は、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、契約の締結に応じないことがある。

問14. 募集型企画旅行契約における契約の変更に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 確定書面に宿泊機関として記載した A ホテルが宿泊サービスの提供を行っているにもかかわらず、部屋の不足が発生したため、契約内容を変更して B ホテルを利用した結果、旅行の実施に要する費用が増加した場合においては、旅行業者は、その増加した金額の範囲内で旅行代金の額を変更することができる。
- b. 旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合で、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、契約内容を変更することがあるが、いかなる場合においても、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が旅行業者の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明しなければならない。
- c. 旅行者が、旅行業者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡した場合、契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとする。
- d. 著しい経済情勢の変化等により、利用する宿泊機関について適用を受ける料金が通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合においては、旅行業者は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知し、増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することができる。

問15. 次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものをすべて選びなさい。(いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a. 航空会社の運航スケジュールの変更により、契約書面に記載された旅行終了日に変更されたとき。
- b. 旅行者がインフルエンザに罹患し、他の旅行者への感染を防ぐためにやむを得ず契約の解除を申し出たとき。
- c. 旅行者の一親等にあたる親族が死亡したため、契約の解除を申し出たとき。
- d. 旅行者が旅行の開始地である空港に行くために利用した交通機関が旅行者の責に帰すべき事由によらず大幅に遅延したことにより、搭乗予定便の出発時刻に間に合わないことが判明したとき。

問16. 募集型企画旅行契約における旅行代金の払戻しに関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。(いずれも通信契約でない場合とし、旅行代金は全額収受済とする。)

- a. 旅行業者は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行者の都合により旅行開始前に利用人員が変更になり、旅行代金が減額されたことにより、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻す。
- b. 旅行開始後において、旅行業者の関与し得ない事由が生じ、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ず旅行業者が契約内容を変更し、旅行日数を短縮したことにより旅行代金が減額された場合であって、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該減額分を旅行者に対し払い戻す。
- c. 旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったことにより、旅行者が旅行開始前に契約を解除した場合において、旅行業者が約款に定める日までに旅行代金を全額旅行者に払い戻した場合であっても、旅行者が旅行業者に対して損害賠償請求権を行使することを妨げるものではない。
- d. 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったため、旅行業者が旅行開始前に契約を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は契約書面に記載した旅行開始日の翌日から起算して7日以内に旅行者に対して当該金額を払い戻す。

問17. 特別補償規程における企画旅行日程に定める「最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時」に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。(添乗員、旅行業者の使用人又は代理人によって解散の告知が行われない場合とする。)

- a. 最後の運送・宿泊機関等が鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車の到着時
- b. 最後の運送・宿泊機関等が宿泊機関であるときは、当該施設の精算手続き完了時
- c. 最後の運送・宿泊機関等が航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時
- d. 最後の運送・宿泊機関が車両であるときは、当該車両の到着時

問18. 特別補償規程に関する次の記述のうち、入院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象とならないものをすべて選びなさい。(いずれの事由も企画旅行参加中に生じたものとする。)

- a. 旅行者が、旅行参加中に、ホテルの洗面所に誤って流し、紛失したコンタクトレンズ
- b. 旅行者がスキーツアー参加中、旅行日程に定められた自由行動日に、スキーで滑降中、転倒事故によって被った傷害の治療のための5日間の入院
- c. 旅行者が、旅行日程に定められた自由行動日に、島内観光のために持ち込んだ原動機付自転車の盗難
- d. 旅行者が、旅行参加中に、道路上でレンタカーを運転中にハンドル操作を誤り、壁面に衝突した事故によって被った傷害の治療のための7日間の入院

問19. 次の記述のうち、変更補償金の支払いが必要になるものをすべて選びなさい。(変更補償金の額は、いずれも約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。)

- a. 確定書面に記載した利用予定の航空便が台風の影響により欠航したため、契約書面に記載した旅行終了日が翌日に変更になったとき。
- b. 確定書面には、A レストランにて京懐石の昼食と記載していたが、A レストランの過剰予約受付によって、実際にはB レストランにて京懐石の昼食に変更となったとき。
- c. 確定書面には、伊丹空港発新千歳空港行きC航空直行便と記載していたが、機材故障による同便の欠航により、C航空の伊丹空港発羽田空港乗り継ぎで新千歳空港着になったとき。
- d. 確定書面には、D航空普通席を利用と記載していたが、D航空の過剰予約受付により、実際には新幹線のグリーン車指定席に変更となったとき。

問20. 受注型企画旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- a. 旅行業者が旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した企画書面を旅行者に交付したときは、契約の申込みの有無にかかわらず、旅行者は旅行業者に対して当該企画料金を支払わなければならない。
- b. 旅行業者は、契約責任者からの求めにより添乗員を同行させて旅程管理業務を行わせるときは、旅行代金とは別に添乗員の同行に係る費用を収受しなければならない。
- c. 旅行業者は、著しい経済情勢の変化等により、利用する宿泊機関の料金が、契約を締結した時点のものに比べて通常想定される程度を大幅に超えて増額されるときは、旅行開始前にその旨を旅行者に通知して旅行代金の額を変更することがある。
- d. 旅行業者は、契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、この場合には、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、契約は、旅行業者が当該書面を交付した時に成立する。

第2問 日本航空の国際運送約款に関する問21.～問25.について、その内容が正しいものにはa.を、誤っているものにはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。（配点 2点×5）

問21. ペット等の動物については、会社は旅客がその動物を適切な容器に入れ、到達国または通過国で必要とされる所定の書類を取得し、かつ、会社の事前の承認がある場合に、無料でその運送を引き受ける。

問22. 適用運賃とは、会社又はその指定代理店により公示された運賃又は会社規則に従い算出された運賃で、適用法令等に別段の定めのある場合を除き、航空券の最初の搭乗用片により行われる運送開始日に適用される、航空券の発行日に有効な運賃をいう。

問23. 会社は、受託手荷物を、可能な限りその手荷物を委託した旅客が搭乗する飛行機で旅客と同時に運送するが、会社が困難と判断した場合には、許容搭載量に余裕のある他の航空便で運送するか又は他の輸送機関で輸送することがある。

問24. 会社は手荷物の引渡にあたり、手荷物切符及び手荷物合符の所持人がその手荷物の引渡を受ける正当な権利者であるかどうかを確認する義務を負い、確認しなかったことに起因する損害については賠償する責を負う。

問25. 通過国又は到達国への旅客の入国不許可により、会社が適用法令等によりその旅客を出発地又はその他の地点へ送還する場合には、旅客は、適用運賃、料金及び費用を支払わなければならない。

第3問 日本航空の国内旅客運送約款に関する問26.～問28.について、その内容が正しいものにはa.を、誤っているものにはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。（配点 2点×3）

問26. 座席を使用しない幼児の受託手荷物及び持込手荷物については、無料手荷物許容量の適用はない。

問27. 手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が15万円を超える場合において、旅客がその価額を申告するときは、会社は、申告価額の全額について従価料金を請求する。

問28. 会社が予約した座席を提供できない場合には、航空券の有効期間を延長することができ、この場合、当該旅客の同伴者が所持する航空券についても同様に期間の延長をすることができるが、当初の航空券の有効期間満了日より30日を超えて延長することはできない。

第4問 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する問29.について、その内容が正しい場合にはa.を、誤っている場合にはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 2点×1)

問29. バス会社が収受する運賃及び料金は、運送契約が成立した時点において地方運輸局長に届け出て実施しているものによる。

第5問 モデル宿泊約款に関する問30.について、その内容が正しい場合にはa.を、誤っている場合にはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 2点×1)

問30. ホテル(旅館)は、宿泊客に契約した客室の提供ができないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとする。